

障害者相談支援事業等に係る委託事業の消費税の取扱いについて

委託により実施している障害者相談支援事業等の消費税の取扱いについて、国の通知を踏まえ、以下のとおり対応することとしたので報告する。

1 概要

令和5年10月4日付け事務連絡で、こども家庭庁及び厚生労働省から「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」が発出され、障害者相談支援事業等については社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であること、また、自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を支払う必要があることが示された。

このことを受け、実施事業を精査したところ、次の2事業が該当することが判明した。

2 該当する委託事業

- ・中野区精神障害者地域生活支援センター事業運営委託（せせらぎ）
- ・中野区障害者地域自立生活支援センター事業運営委託（つむぎ）

3 今後の対応

令和5年度分については、契約を変更して、消費税額を追加で支払う。

過去5年分については、受託法人が修正申告等を行い、納税する予定である。その消費税額及び延滞税等相当額については区が受託法人に支払う。

なお、関連する予算については、令和6年第1回定例会に提案する予定である。